

① 下品野地域力向上協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、下品野地域力向上協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、下品野地域交流センター（以下「センター」という。）に置く。

（所在地）愛知県瀬戸市品野町6丁目116番地

連絡先：電話 0561-41-4118

(目 的)

第3条 協議会は、下品野地域（以下「地域」という。）の住民が様々な世代の参加、参画を得て豊かな心や創造力を育み、地域に住むことを誇れるような町にするために、地域力の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 下品野地域力向上アクションプランの作成及び推進するための事業
- (2) 地域内で活動する関係団体との連携、協力体制を構築するための事業
- (3) 地域力の向上を啓発する事業
- (4) 地域の人材育成にかかる事業
- (5) センターの指定管理に関する業務
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第5条 協議会は、下品野地域の各種団体から選出された者と地域が抱える問題に関心を持ち、その解決に熱意を有し、協議会の目的に賛同する者（両者を合わせて、以下「委員」という。）で構成する。

- 2 前条の事業を遂行するため、個別課題ごとにグループを設け、委員はいずれかのグループに属し、そのグループ活動に参加するものとする。
- 3 各グループには、グループ長を置く。
- 4 組織体制は、別表第1のとおりとする。

(役 員)

第6条 協議会には次に掲げる役員を置く。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 3名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 委員長 2名
- (6) 副委員長 2名
- (7) 会計 1名

(8) 監事 2名

(役員の選任)

第7条 会長の選任は、委員の互選により決定し、総会での承認を得て決定するものとする。

- 2 顧問、副会長、事務局長、会計及び監事は、会長が指名する。
- 3 第14条に規定する各委員会の委員長及び副委員長は、所属する委員会の委員により選出する。

(役員の職務)

第8条 役員の職務はそれぞれ次に掲げるものとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。また、センターの管理責任者となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故のあるときはその職務を代行する。また、センターの副管理責任者となる。
- (3) 事務局長は、協議会の運営及び庶務を行う。また、センターの管理運営を行う。
- (4) 委員長は、各委員会に属するグループの意見等のとりまとめと調整を行う。
- (5) 副委員長は委員長の補佐をする。
- (6) 会計は、協議会の会計事務を行う。
- (7) 監事は、業務執行の状況及び会計の状況を監査する。
- (8) 顧問は、必要に応じて協議会に助言を与える。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は役員に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会、運営会議、及び委員会とする。

- 2 総会、役員会、運営会議は、会長が招集し議長は会長が務めるものとする。
- 3 委員会は、会長が招集し議長は委員長が務めるものとする。

(総会)

第11条 総会は、1年につき最低1回開催し、次の事項を審議し、承認する。

- (1) 協議会の会則の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 役員の承認に関する事項
 - (3) 事業計画、収支予算及び事業報告、収支決算に関する事項
 - (4) その他、議長が必要と認める事項
- 2 総会は、委員の過半数の出席者で成立し、出席者の過半数をもって議事を決する。ただし、会則の改廃については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(役員会)

第12条 役員会は第6条の役員で構成され、必要に応じて開催し、総会で承認を得るための事業計画、予算、決算、人事、会則、管理規約、運営規約を審議する

(運営会議)

第13条 運営会議は、会長、副会長、事務局長、会計、委員長及び副委員長で構成する。

2 運営会議は、委員会の連携を図りながら次の審議を行う。

- (1) 地域力推進活動の向上、推進に関する事項
- (2) 地域力推進活動に対する、予算、費用に関する事項
- (3) センターの管理運営に関する事項
- (4) その他、議長が必要と認める事項

(委員会)

第14条 委員会は、個別課題ごとに設けたグループの事業及び事業間の連携を審議する。

2 委員会は、次の2つを設け、グループはいずれかに属する。

- (1) 地域力向上に取り組む地域力向上委員会
- (2) 主に生涯学習事業に取り組む事業運営委員会

3 各委員会には委員長が指名する、副委員長を置くことができる。

4 委員は、グループが属する委員会に参加する。

(事務局)

第15条 協議会の事を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、協議会における事務処理のほか、諸事業に関する業務を行う。

3 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

4 その他の職員は、会長が任免する。

(経 費)

第16条 協議会運営のための必要な経費は、補助金、センター指定管理委託料及び利用料金、

その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 協議会の収支予算は、役員会において作成し、総会にて承認を得なければならない。

2 協議会の収支決算は会計が作成し、監事による監査を経て総会にて承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補 則)

第19条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営及びセンターの管理運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(設立年月日) 平成22年10月21日に設立。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成22年10月21日より施行する。
- 2 平成23年12月20日 この会則の一部を変更する。
- 3 平成25年6月25日 この会則の一部を変更する。
- 4 平成26年6月24日 この会則の一部を変更する。
- 5 平成27年6月22日 この会則の一部を変更する。
- 6 平成28年6月21日 この会則の一部を変更する。
- 7 平成31年2月27日 この会則を全面改定し、4月1日より施行する。

(準備行為)

- 8 センターの管理運営を行うために必要な準備行為は、この規約の施行前に行うことができる。

別表第1 (第5条関係)

